

「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」が令和4年2月20日に法改されます。

「住宅の質の向上及び円滑な取引環境の整備のための長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部を改正する法律」が、令和3年5月28日に公布されました。認定手続きの合理化および災害配慮基準の創設などが改正されています。

弊社は、法改正に伴い「長期優良住宅の技術的審査」を終了して「長期使用構造等確認審査」業務を開始させていただきます。

改正法施行日付近の「長期優良住宅認定申請」スケジュールにつきましては、弊社の各センターもしくは、所管行政庁に相談していただきスケジュール確認をしてください。

「長期使用構造等確認審査」の書式・手数料につきましては後日、弊社のホームページでご案内させていただきます。

法改正の詳細につきましては、下記、国土交通省ホームページでご確認ください。  
[https://www.mlit.go.jp/report/press/house04\\_hh\\_000981.html](https://www.mlit.go.jp/report/press/house04_hh_000981.html)